

第19回保育計画策定委員会用 意見聴取表
(第4章4(2)①から5(2)まで)

No.	頁	箇所	意見(修正案等)	委員
1	12	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・友達と一緒に食べることで、食べ物に興味・関心を広げ、慣れない物や嫌いな物も食べてみる等、食べたい物・好きな物が増えるよう支援することが大切だと思います。 ・食事時間については同じタイミングに統一するのではなく、年齢、発達の状況等、個々の状態に配慮して支援する必要があると思います。 ・また食材への親しみや調理する人への感謝の気持ちが芽生えるような取り組みも必要だと思います 	中村委員
2	12	基本的な考え方	<p>3行目:「食習慣、食の大切さ…」⇒「食習慣、<u>食の楽しさ</u>、食の大切さ…」と「食の楽しさ」を入れてはいかがでしょうか？</p> <p>理由:下段の例の1つ目、3つ目、4つ目は「食の楽しさ」についての例と思われるので。</p>	竹澤委員
3	12	基本的な考え方	<p>第2段落文の修正案:また、乳幼児期にふさわしい食生活が提供されるとともに、保護者や地域の多様な関係者との連携及び共同の下で食に関する取り組みを進めるよう、食育計画の作成……</p> <p>理由:食生活の提供の方が、より、基本的な事項なので。(保育指針の記載もこの順になっている)</p>	竹澤委員
4	12	行動例	<p>4つ目の記述についてです。先日の委員会の中での委員長のご発言から、内容の意図するところは理解しましたが、この表現では全員同じタイミングで食事をするのは悪いことのように感じてしまいます。みんなでそろっていただきますをすることも食事の楽しみの一つであると思います。それぞれの子どもに合わせることを大事にしつつも、一人で食べる子どもがいないように配慮することも必要であることがわかる表現になるといいと思います。</p>	井戸下委員
5	13	行動例	<p>下段の例の2つ目と3つ目の順番を変えてはいかがでしょうか？</p> <p>理由:リード文に即して</p>	竹澤委員
6	13	行動例	<p>3つ目の記述についてです。自分の体に関心を持つことと同時に、大切にできるようにすることを文章の中に入れられると幼児期の性教育にも少し触れられるのではないのでしょうか。</p>	井戸下委員

No.	頁	箇所	意見(修正案等)	委員
7	13	行動例	<ul style="list-style-type: none"> ●具体的な行動指針がフィジカル面に寄っているので、メンタル面の指針も挙げた方が良いと思います。 ●子どもの健康を確保するためには、保育者自身の健康管理も大切になると思いますので、「体調管理に気を付ける」といった具体的な指針を入れても良いかと思います。 	藤原委員
8	14	全体	・園としてのマニュアルを作成し、職員間で共有することが大切です。	中村委員
9	14	全体	リード文の中でも囲みの中でもどちらでもいいのですが、子どもがけがをした時の応急処置に触れる記述があるといいのではないかと思います。	井戸下委員
10	14	行動例	2つ目の記述についてです。外部からの侵入と合わせて、子ども自身が園の敷地外に出ることのないようにする対策も必要ではないでしょうか。当たり前すぎることもかもしれませんが、このガイドラインは市内の全園が対象なので、全ての園でハード面での設備が整っているとはいえないのではないのでしょうか。	井戸下委員
11	14	行動例	例の3つ目:「対応手順」とはな何の「対応手順」でしょうか？	竹澤委員
12	14	行動例	例の4つ目:アレルギー食品、献立を確認する。また、誤飲した場合の～ 理由:2文に分けたほうがわかりやすいのでは？	竹澤委員
13	16	全体	公立保育園の保育内容からの抜き書きであることに異論はありませんが、「保護者との相互理解」「不適切な養育等が疑われる家庭への支援」という項目立てがないまま内容が書かれているので、どの記述もとても上から目線に感じてしまいます。たとえば1つ目であれば、「保護者との相互理解のために、日々の保育の意図や～」にするなど、それぞれの記述の中で捕捉があった方がいいと思います。特に4つ目の内容は「子育て支援」という項目であるにもかかわらず、監視的・管理的な印象を受けます。	井戸下委員
14	17	基本的な考え方	<p>P17のリード文は、旧保育指針の要約のような感じがします。新しい保育指針では「地域の子育ての拠点としての機能」の部分が削られています。P17全般の記述は、新保育指針の内容に沿ったものになっているのでしょうか？</p> <p>P17のリード文第一文:「可能な限り」⇒「保育に支障がない限りにおいて」ではいかがでしょうか？ 理由:児童福祉法第48の4も保育指針も「保育に支障がない限りにおいて」という文言を使っている。</p>	竹澤委員

No.	頁	箇所	意見(修正案等)	委員
15	17	行動例	第1例:「地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図る」というくらいの表現ではどうか。 理由「地域住民との交流の機会」、「地域と連携・交流する取り組み」などの表現にある「地域との交流」ということは、5(2)にまとめてはどうか。P17では「地域の関係機関等との積極的な連携および協働」という表現にとどめ、家庭支援センター等からの育児困難の情報共有などによる虐待予防を目的とした連携等を想定した記述にしたらどうか。	竹澤委員
16	18	全体	・保育士だけではなく看護師、栄養士、調理士等、全職員に研修の機会を与えられるよう配慮し、職員間で共有することが大切です。	中村委員
17	18	基本的な考え方	リード文・2段落目の1行目:「 <u>相対する子どもたちのためにも</u> 」⇒「子どもたちのために」にするか、またはこの部分を削除する。 理由:「子どもたちのため」であることは自明なので。	竹澤委員
18	18	行動例	第2例:「保育園施設職員」⇒「保育施設職員」または「保育者」 第4章を通じて「保育所」(P17、16等)、「保育園」(P17)、「園」(P4)等様々な言葉が使われている。「保育施設」に統一して、「ガイドラインの策定趣旨と位置づけ」(P2)でその定義(保育室なども含むのか等)を明確にしたほうがいいのではないのでしょうか？	竹澤委員
19	18	行動例	第2例:「倫理観、人間性、保育園施設職員としての責任感を持ち、自覚をもって保育に従事する」⇒「倫理観、人間性、保育施設職員としての責任の自覚を基盤として保育に従事する」	竹澤委員
20	18	行動例	囲みの記述の一つに、ぜひこのガイドラインを活用してほしいという内容を加えてもらいたいです。	井戸下委員
21	19	全体	このページに入れるのが相応しいかわかりませんが(2ページの2の方がいいかもしれませんが)、研修についての記述があるので、このガイドラインを活用した研修や保育部会等の立ち上げなどについてこの委員会としての方向性を示す文章があるといいと思います。具体的なことを書くのは難しいとは思いますが、作って終わりではないガイドラインにするために何かしらの言及がほしいところです。	井戸下委員
22	20	全体	このページに入れるのが相応しいかわかりませんが、他機関との連携として幼保小連携についての内容を入れられないのでしょうか。幼児期から学童期の接続は、幼児の生活を学童期の準備段階にするのではなく、小学校が幼児の特性を踏まえて少しずつ慣れるようにサポートをする方がスムーズだと私自身は考えているので、園が就学に向けて先取りをするという内容ではない記述であると嬉しいです。	井戸下委員

No.	頁	箇所	意見(修正案等)	委員
23	20	表題	<p>5(2)タイトル:保育の質の向上のための<u>地域や他機関との連携</u>⇒<u>家庭及び地域社会との連携</u></p> <p>理由:連携については、P16、17で触れているので</p>	竹澤委員
24	20	基本的な考え方	<p>リード文2段落目文案:</p> <p>保育施設及び保育者は、社会全体で子どもの育ちを支援していくという視点を持ち、保護者や地域の関係機関等と積極的に情報交換や交流を行い、地域に根ざした保育所の運営を行うことが求められます。</p> <p>子どもたちが地域の自然に接したり、幅広い世代の人々と交流するなど、保育施設外においても豊かな体験の機会を得るために、保育施設及び保育者は日頃から地域社会の実情を把握しておく。</p> <p>また、地域から子どもや保育について理解や親しみを持って見守られているために、保育所の存在やその役割を地域に認知されるよう努める。</p> <p>理由①リード文の3段落目が、この項目の考え方の概要を述べているので、冒頭に持ってきたほうがいいのではないのでしょうか？</p> <p>理由②「すべての子どもの健全育成のために」ということまで述べるのか、少し疑問に感じました。</p> <p>理由③第2段落の一文が長い。</p>	竹澤委員

No.	頁	箇所	意見(修正案等)	委員
(参考)全体に関わるご意見				
25		全体	<p>武蔵野市がガイドラインを使って市内保育所職員が集まって研修を行い、保育の質を高めていっている実践は素晴らしいと思います。小金井市においても、武蔵野市と同様にガイドラインが活用されるための工夫として、保育者が考える余地を残すため、具体的な行動は網羅的ではなく一例をあげるというガイドラインの作成の仕方は、素晴らしいと思います。</p> <p>一方、保育施設も様々で、研修もままならないところもあるのかと思います。そのような施設にとっては、具体例の所は、全体的にもう少し数を増やして、ある程度基本的な事項を押さえた方が保育の質の向上につながるのかとも思います。</p> <p>また、保護者にガイドラインを周知して、保護者と保育施設が目指す保育を共有することもガイドライン作成の目的の一つだったように記憶していますが、保護者の保育への理解を図るという観点からも、具体例は全体的にもう少し数を増やして、ある程度基本的な事項を押さえたほうが良いように感じます。</p>	竹澤委員
26		全体	<p>前文(基本的な考え方部分)にその項で重要となる考え方がしっかりと記載されているかを判断し、その後、具体的な行動指針に前文に記載されている考え方に対応する例が漏れていないか、という視点でチェックしていく流れで進める必要があります。</p> <p>チェックリスト方式を採用していない以上、全ての行動指針を具体的に記載するべきでなく、また、具体例の数によって、基本的な考え方の要素それぞれに優劣をつけるような形にすべきではないと考えます。</p>	藤原委員
27		全体	<p>前回の委員会での議論を受け、やはり、チェックリスト方式を採用していないこともあり、記載した具体的な指針をそのまま記載すべきか、別の指針を記載したほうが良いかななどを定期的に振り返る仕組みが必須だと感じました。</p>	藤原委員